

○播磨町建設工事等最低制限価格制度に関する事務取扱要領

平成18年4月1日要領

播磨町建設工事等最低制限価格制度に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、播磨町が競争入札（以下「入札」という。）により建設工事等の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。「以下施行令」という。）第167条の10第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者又は落札候補者とするか否かを決定する基準を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度を適用することができる契約は、原則として設計金額が130万円を超える工事等の契約を、一般競争入札又は指名競争入札の方法により締結しようとする契約とする。

(低入札基準価格及び最低制限価格)

第3条 第1条に定める落札者又は落札候補者とするか否かを決定する基準は、低入札基準価格及び最低制限価格とする。

(低入札基準価格)

第4条 低入札基準価格は、工事等ごとに予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費相当額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定を適用することが適当でないと認められる工事の低入札基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額の範囲内で定める額とする。

3 工事以外の低入札基準価格は、最低価格入札者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合の基準となる価格を、予定価格の基礎となる設計書等に基づき算出した額とする。

(最低制限価格)

第5条 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格を平均した数値に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前条の規定にかかわらず、有効な入札参加者が1者の場合は、低入札基準価格に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）をもって最低制限価格とする。

(適用方法)

第6条 低入札基準価格及び最低制限価格の適用方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、当該入札者を落札者又は落札候補者とする。

- (2) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者又は落札候補者とする。
 - (3) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価格未満の場合は、当該入札者を失格者とする。
- 2 前項第3号に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）に対して、前項の規定を適用し、次順位者が落札者又は落札候補者となるまで繰り返し準用する。
- 3 前2項に規定する落札候補者が、播磨町郵便応募型条件付き一般競争入札実施要綱（平成18年要綱第23号）に規定する資格審査により入札参加資格がないと認められたときは、当該落札候補者の入札金額を除き、前条の規定により最低制限価格を算定するものとする。
- （補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。